

練馬区監査委員

横 野 茂
萩 野 うたみ
藤 井 たかし
井 上 勇一郎

令和 6 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年11月 1 日から同月29日までの間において実日数19日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成17年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和53年 9 月21日練教庶発第 368号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(オ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図

られているか。

- (キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

イ 重点事項

- (ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱いの手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。
- (イ) 学校給食における食材購入費に係る補助事業が適正に執行されているか。
- (ウ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。
- (エ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

対象部等

ア 教育委員会

(ア) 小学校22校

旭丘小学校、豊玉小学校、豊玉南小学校、中村小学校、開進第四小学校、南町小学校、練馬第二小学校、練馬東小学校、旭町小学校、春日小学校、光が丘四季の香小学校、光が丘春の風小学校、光が丘秋の陽小学校、光が丘第八小学校、石神井台小学校、光和小学校、北原小学校、大泉小学校、大泉第二小学校、大泉学園小学校、大泉学園緑小学校、泉新小学校

(イ) 中学校11校

旭丘中学校、開進第二中学校、練馬中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校、石神井中学校、石神井南中学校、大泉中学校、大泉北中学校、大泉学園中学校、関中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘むらさき幼稚園

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組みたい。

現金の保管および取扱いについて

- ア 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(光が丘秋の陽小学校、大泉小学校、旭丘中学校、光が丘第二中学校、石神井中学校)

- イ 現金出納簿において、現金化した後の交際費の記載がなかった。(旭丘小学校)
- ウ 負傷・疾病に伴う生徒の移送経費を取扱う口座において、現金出納簿の作成がされていなかった。(光が丘第二中学校)
- 契約事務について
- ア 物品の修繕および購入において、契約締結前に着手・納品させているものがあつた。(光和小学校)
- イ 簡易工事において、契約締結前に着手させているものがあつた。(石神井台小学校、大泉学園中学校)
- 学校徴収金について
- ア 行事費において、決算報告書の作成・監査がされていなかった。(光が丘四季の香小学校、開進第二中学校)
- イ 現金出納簿において、学校徴収金担当者による事務引継ぎが行われていなかった。(光が丘秋の陽小学校)
- ウ 現金出納簿において、確認日の記載のない月が多数あつた。(光が丘第八小学校)
- エ 教材費において、契約締結前に納品させているものがあつた。(大泉北中学校)
- オ 教材費において、立替払いの発生等、不適切な事務処理が行われていた。(光が丘第八小学校、光が丘第二中学校)